

【入間台地区地区計画の内容】

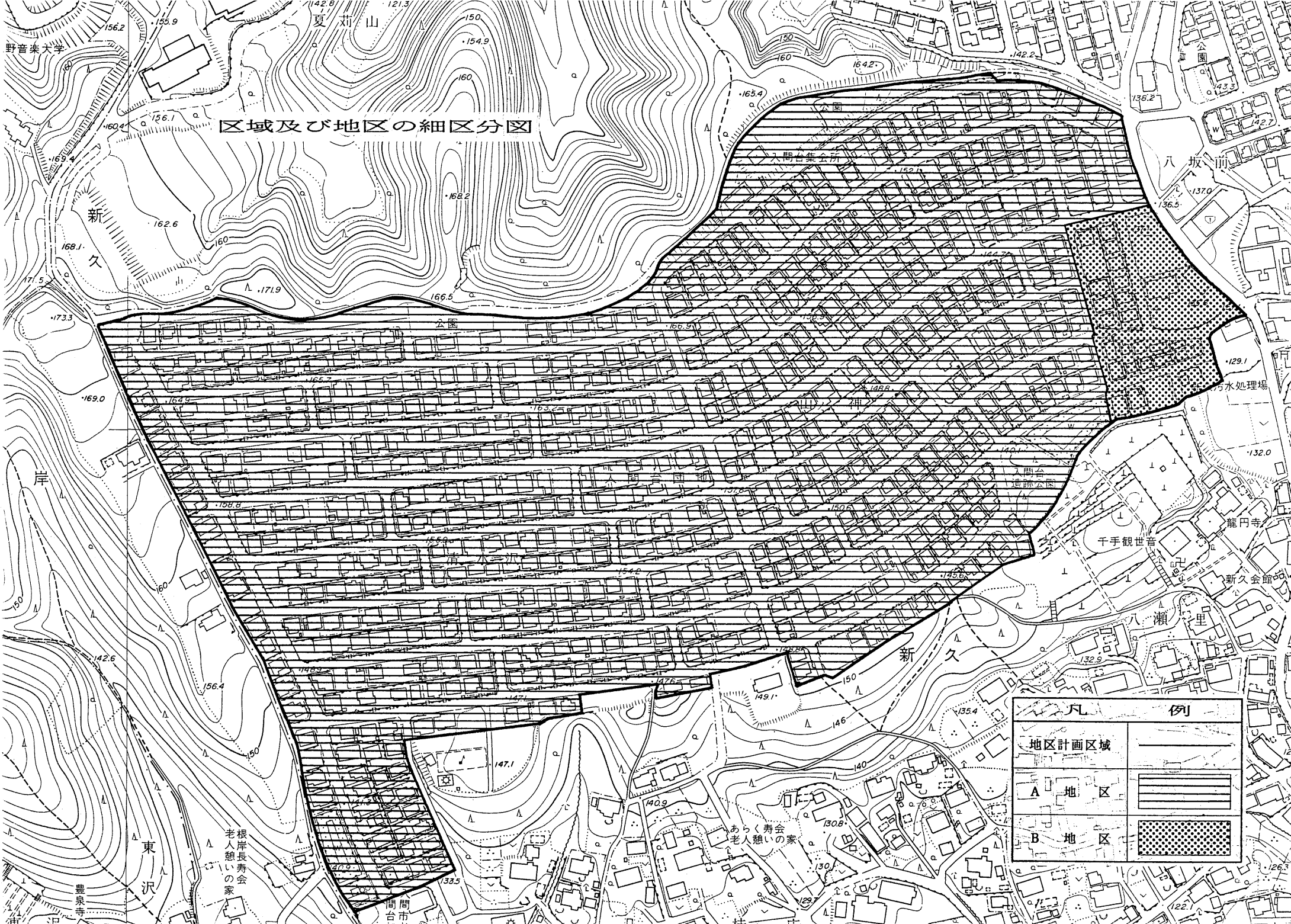
名 称	入間台地区地区計画	
位 置	入間市大字新久字清水沢、字山ノ神、字八瀬ノ里、字八坂ノ前、字夏刈山及び字桂ノ庄の各一部	
面 積	約 20.2 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、西武鉄道池袋線仏子駅から南へ約 1 km に位置し、民間開発により基盤整備がなされ、既に良好な環境を有する戸建住宅地を形成してきた。</p> <p>そこで地区計画の策定により、現在の良好な居住環境の保全を図るとともに、さらに、香り豊かな緑の文化都市にふさわしい、一層の居住環境の形成を図ることを目的とする。</p>
	土地利用の方針	<p>地区全体を戸建住宅地にふさわしい土地利用を図るとともに、その居住環境が損なわれないよう規制及び誘導をする。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区における地区施設は、既に道路、公園が整備されており、今後ともその機能及び環境が損なわれないよう維持及び保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な居住環境を保全していくため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、建築物の高さの制限及び壁面の位置の制限を行う。</p> <p>また、快適な街並み景観をつくりだすため、敷地緑化の推進を図るとともに、屋外広告物の表示制限を行う。</p>

地区	地区施設の配置及び規模		公 園	1ヶ所	804㎡
	地区の区分	区分の名称	A 地 区		B 地 区
		区分の面積	約 19.3 ha		約 0.9 ha
	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 戸建専用住宅。 2. 戸建住宅で、次に掲げる用途を兼ねるもの。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務所。 (2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗。 (3) 理髪店及び美容院。 (4) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設。 3. 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの。 4. 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの。 5. 診療所。 6. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの。 	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共同住宅、寄宿舍又は下宿及び長屋。 2. 主に酒類を提供する飲食店 	

地 区 整 備 計 画		7. 前各号の建築物に付属するもの。	
	建築物の敷地面積の最低限度	145㎡	115㎡
	建築物の高さの最高限度	/	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は、0.7m以上とする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物の表示面積（2個以上あるときは、その合計面積）は、1㎡以下とする。	屋外広告物は、埼玉県屋外広告物条例施行規則別表第1の1の禁止地域に定めている基準に準ずる。
	かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。 1. 生垣、竹垣。 2. 宅地造成地盤面からの高さが1.2m以下の透視可能な柵等で、内側に植栽をしたもの。ただし、基礎を構築する場合の基礎の高さは、宅地造成地盤面から0.2m以下とする。 3. 宅地造成地盤面からの高さが1.2m以下の透視不可能なブロック塀等で、道路側に植栽をしたもの。	
備考			

「区域及び地区の区分は別紙図面のとおりに」

区域及び地区の細区分図



凡 例	
地区計画区域	
A 地区	
B 地区	